

不法行為法制の在り方に関する検討事項(2)
(人格権及び差止請求権)

第 1 人格権に関する規律

人格権に関する一般的規定を新設することについてどのように考えるか。規定するとすれば、どのような規定とすべきか。

(説明)

1 人格権概念の概要

- (1) 人格権については、「主として身体・健康・自由・名誉など人格的属性を対象とし、その自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体¹」や、「生命・身体・自由・名誉のような人格と切り離すことができない利益を内容とする権利²」などと定義され、これまで議論が展開されてきた。

人格権は、現行民法には定められておらず、学説によって提唱され、「人格権としての名誉権」に基づく差止請求を認めた北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）において初めて最高裁が承認するに至ったものである。

- (2) 現在では、少なくとも、人格権に相当するものの保護が認められることについて異論は見られない。人格権概念の意義については、人間の尊厳や人格価値の保護といった理念的意義や、差止めの根拠に用いられるという実質的意義に求められており、これは、名誉・プライバシー侵害の事案から人間の尊厳や人格的価値の保護を理念とする人格権概念が登場し、その後、そこから直接に派生するのではなく、公害・生活妨害の事案において「差止め」という法的効果を与えることを主眼にして人格権概念が登場したという経緯によるものだと分析する文献³がある。

- (3) 人格権の性質については、ドイツの一般的人格権に刺激を受け、個別的人格権を包摂し、これに思想的基盤を賦与する権利の本質的部分としての性質（個別的人格権に対する母権的性格）を期待する立場がある。すなわち、人格権を「人格価値の総体を包括的に保護する根源的権利として、社会の要請に応じて個別的人格権（氏名権、肖像権など）を生み出す基点となる」権利と観念した上で、個別の人格権ないし人格的利益を包括する概念というだけでなく、いま

¹ 五十嵐清『人格権論』（一粒社、1989 年）7 頁

² 大塚直「人格権に基づく差止請求——他の構成による差止請求との関係を中心として」民商法雑誌 116 卷 4・5 号（1997 年）501 頁

³ 木村和成「わが国における人格権概念の特質（二・完）」摂南法学 35 号（2006 年）95~96 頁

だ人格権として明確な認知が得られていない領域においてその思想的基盤を用意する役割や、人格権の個別の要素というよりも人の尊厳そのものが保護されなければならないという要請がある場面で人格権侵害を肯定するための補充的機能を果たすものと期待するものである⁴。

他方、学説においては、「人格権概念は、保護法益性が承認された人格的利益を総称する集合概念にとどまり、そこから個別の利益の法的保護が導き出されるような性質のものではない」との見解も有力である⁵。

2 規律の必要性について

(1) 外国法の規定等

以下は、人格の保護又は人格権を積極的に規定し、又は判例上人格権が承認されている外国の立法例について、事務局担当者で調査してまとめたものである。ここでは、ドイツにおける規定等について紹介するほか、人格権等に関する詳細な規定が設けられているものとして文献上紹介されているスイス及び中国の立法例を紹介する。主要国の制度を全て網羅するものではなく、また、近時の法改正が反映されていない可能性があることなどに留意する必要がある。

ア ドイツでは、古くから人格価値一般を包括的に保護する「一般的人格権（*das allgemeine Persönlichkeitsrecht*）」の必要性が説かれてきたが、1949年に成立、施行したドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）において人間の尊厳の不可侵（第1条）及び人格の自由な発展（第2条）が保障されると、連邦通常裁判所（BGH）が不法行為の成立要件である民法第823条1項の「その他の権利」（絶対権）に一般的人格権を包摂する立場を採用し、基本法の規定を実定法上の拠点として、一般的人格権を私法上も保護される権利として承認するに至った⁶。

[ドイツ連邦共和国基本法⁷]

第1条

第1項 人間の尊厳は、侵されることがない。これを尊重し、及び保護することは、すべての国家権力の義務である。

第2項 それ故に、ドイツ国民は、侵すことのできない、かつ、奪うことのできない人権を、世界における、あらゆる人間共同社会、平和及び正義の基礎として認める。

⁴ 山野目章夫『新注釈民法(1)総則』（有斐閣、2018年）325~326頁〔山野目章夫〕、潮見佳男『不法行為法I〔第2版〕』（信山社、2003年）194頁

⁵ 窪田充見編『新注釈民法(15)債権(8)』（有斐閣、2017年）342頁〔橋本佳幸〕

⁶ 齊藤博『人格権法の研究』（一粒社、1979年）100~111頁

⁷ 日本語訳につき、衆議院法制局『ドイツ連邦共和国基本法』（1949年）

第 3 項 以下の基本的権利は、直接に有効な法として、立法、行政及び司法を拘束する。

第 2 条

第 1 項 何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、憲法的秩序又は道徳律に違背しない限り、その人格の自由な発展に対する権利を有する。

第 2 項 何人も、生命に対する、及び身体の不可侵に対する、権利を有する。人身の自由は侵されることがない。これらの権利は、ただ法律の根拠に基づいてのみ、侵害することができる。

イ 他方、スイスにおいては、人格の私法上の規定が憲法の保障に先行し、1907 年に成立したスイス民法典（ZBG）は、権利能力及び行為能力に関する規定に続く第 28 条以下に人格を保護する規定を設け、人格を私法上保護する枠組みを確立した。民法（ZBG）第 28 条は人格一般の保護に関する総則的な規定であり、同条第 1 項では「人格を違法に侵害された者は、侵害に関与した各人に対して、保護の訴えを提起することができる。」と定め、同条第 2 項は「侵害は、被害者の同意、高次の私的ないしは公的利益、又は法律によって、正当化されない場合は、違法となる。」と定めている⁸。

ウ また、2020 年に公布、翌年に施行した中国の民法典は、「人格権」という独立の編を新設し、第 990 条で人格権について「人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権〔姓名権〕、名称権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権〔隐私権〕等の権利である。」（第 1 項）、「前項で規定する人格権のほか、自然人は、人身の自由、人格の尊厳に基づいて生じるその他の人格的権利と利益を享有する。」（第 2 項）⁹と規定するとともに、個別の権利について詳細な規定を置いている。

エ 前記各国の規定においては、人格権に関する一般的規定については、差止請求権等の規定とは独立して定められており、人格権に関する一般的規定が、差止請求権等の法的効果を直接生じさせるものとして定められているものではないと考えられる。

(2) 立法提案等

日本の民法に人格権に関する規定がないことについては、これまでも指摘がされ、「民法には人格権に関して欠缺があることになる¹⁰」、「残念ながら、人格の保護、人格権に関する規定を設けることが急務の課題となった¹¹」などの指摘

⁸ 日本語訳につき、斉藤博『人格権法の発展』（弘文堂、2021 年）171 頁

⁹ 日本語訳につき、長友昭「中華人民共和国民法典人格権編の試訳—従来の関連規定から見た改正点・対照資料として—」千葉商大論叢 58 巻 3 号（2021 年）229 頁

¹⁰ 木村・前掲注 3）102 頁

¹¹ 斉藤博「人格権を規定することをどう考えるか——規定するとすれば、どのように規定すべ

がある。

その上で、人格権に関する一般的な規定についての具体的な立法提案としては、例えば、

- ① 新第2条の2第1項として「人は、生命、身体、自由、名誉、私生活その他の人格に関する権利を有する。」との規定を置くというもの¹²、
- ② 新第2条第1項に「財産権、人格権、その他の私権は、これを侵してはならない」という綱領規定として置くとともに、不法行為の章に紛争解決のための実定規範として損害賠償と差止めとの関連でも人格権を規定すること（例として、新第710条において「他人の財産権、人格権、その他の利益の侵害のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負うものは、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。」と定め、新第727条第2項において「自己の名誉、信用その他の人格権を侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、相手方に対しその侵害の停止又は予防を請求することができる。ただし、その侵害が社会生活上容認すべきものであるときは、この限りでない。」と定めることなどをいう。）を提案するもの¹³、
- ③ スイス民法典を参考に、不法行為法から切り離す形で、人格権に関する一般的な規定を設け（その際、生命、身体、自由、氏名、肖像、名誉などの人格価値を例示する途もあるとする。）、人格権の一般的専属性に加え、氏名権、肖像権、プライバシー権等について個別的規定を設けることを提言するもの¹⁴

などがある。

(3) 立法の必要性の検討

人格権については、これまで司法により個別に承認され、救済が行われてきたが、近時、技術発展や社会の複雑化も相まってその内容が多様化¹⁵し、問題領域が拡大してきている。他面、前記(1)のとおり、諸外国の立法においては人格の保護又は人格権について積極的に法整備が行われているところであり、日本

きか」椿寿夫ほか編『民法改正を考える』（日本評論社、2008年）43頁

¹² 大村敦志『「民法0・1・2・3条」〈私〉が生きるルール』（みすず書房、2007年）104頁、112頁以下。なお、上記案文は小改正案の一部であり、同書には大改正案も提言されているが、本資料では差し当たり小改正案のうちの人格に関する権利を定める規定部分を紹介するものである。

¹³ 民法改正研究会（代表・加藤雅信）編『民法改正国民・法曹・学会有志案』（日本評論社、2009年）。その解説として、加藤雅信「〔2〕日本民法改正試案の基本方向——民法財産法・冒頭と末尾（「第1章 通則」「不法行為」）の例示的検討」ジュリスト1355号（2008年）93~94頁も参照されたい。

¹⁴ 斉藤・前掲注11）43頁

¹⁵ 木村和成「わが国における人格権概念の特質（一）」摂南法学34号（2005年）110頁以下

においても、立法により積極的に対応すべき段階を迎えていると指摘されている¹⁶。

このような人格価値や侵害態様の多様化に柔軟に対応するに当たっては、その受け皿となる人格権の一般的規定が有用であると考えられ、また、人格権侵害に対する差止請求や死後の人格権侵害に対する救済方法を検討するに当たっては、人格権に関する一般的規定がその基盤となり得る。

以上を踏まえ、人格権に関する一般的規定を新設することが必要と考えられるが、どのように考えるか。

3 規定を設けるに当たって検討すべき事項

(1) 具体的な規律内容

前記2の外国法の規定や立法提案を参考にして、人格権に関する一般的規定を設けることが考えられ、当該規定については、一般条項的な性格、包括的な性格を有するものと考えられる¹⁷。

他方で、当該規定は差止請求権等の具体的な法的効果を生じさせるものではなく、権利の救済に係る規定については別途検討を要するものと考えられる。

(2) 個別の人格権を例示するか否か

人格権の一般的規定を設ける場合には、人格権が「諸利益の総体」であることに鑑み、当該規定は一定の概括性をもった規定ぶりとならざるを得ないものと考えられる。

他方で、外延の不明確性を一定程度解消する観点から、個別の人格権を例示することが考えられる。この点について、人格権に関する一般的規定を設けるに当たり、「人格権」の語を包括的な概念として用いるとともに、生命、身体、自由、氏名、肖像、名誉などの人格価値を例示することを提案する文献¹⁸がある。

「生命」・「身体」・「自由（ただし、身体的自由及び精神的自由を指すにとどまるのか、経済的自由を含むのかは検討を要する。また、性的自由（又は性的自己決定権）を明示すべきか否かについては、消滅時効の規律との関係でも検討を要する。）」のほか、判例上は、「名誉」（最判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁等）、「氏名」や「肖像」（氏名につき最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁。また、氏名、肖像等につき最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）等が「人格権」として承認されており、インターネットやAIの普及等によってこれらの権利保護の重要性が増していることを踏まえ、これらについて

¹⁶ 斉藤・前掲注11) 43頁

¹⁷ 斉藤・前掲注11) 44頁

¹⁸ 斉藤・前掲注11) 44頁

も明示することが考えられる¹⁹。

(3) 「人格的利益」についての取扱い

人格権は、排他的な帰属を認めるためにその領域を明確に画定できるものでなければならないとした上で、そうした「権利」に至らない人格的価値については、「人格的利益」として保護されるという立場（後記第3の1(3)イ）が学説上有力に支持されてきた^{20,21}。判例上も「人格権」と「人格的利益」を区別して位置付けており、このような考え方が前提とされていると見ることができる。この立場を前提にすれば、人格権と区別して、「人格的利益」の保護について一般的規定に書き込むことも一案としては考えられる。

これに対し、人格権は、憲法第13条に基礎を置き、主体が自己のあり方を決める権利であり、主体として自己の在り方を決める可能性が問題となる限り、「権利」としての人格権と捉え得るという立場（後記第3の1(3)ウ）によれば、排他的支配性を有しない上記「人格的利益」と呼ばれるものについても、「人格権」の射程に含めることが可能となるとされている^{22,23}。この立場によれば、人格権の一般規定において、必ずしも「人格的利益」に言及せずとも、人格的価値について保護を図ることが可能であるとも考えられる。

なお、上記の人格権概念の整理については、人格権侵害に対する差止請求（後記第3）においても検討の対象となる。

(4) 個別の人格権に関する規定を設けるか否か

前記(1)と関連して、人格権概念について、保護法益性が承認された人格的利益を総称する集合概念にとどまるという立場（前記1(3)）からは、個別の人格権の保護に関する規定を（単なる例示ではなく）設けることに意義があるとする余地がある。仮に個別の人格権の保護に関する規定を設ける場合には、どの権利について規定を設けるのか、規定に各権利の定義や性質、権利侵害要件等をどの程度反映するかを検討する必要がある。

¹⁹ 「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」（令和8年）では、人の声も人格の象徴として肖像と同様に保護の対象となるとしており、氏名、肖像等の権利を例示する場合には併せて検討課題となり得る。

²⁰ 大塚・前掲注2）528~536頁

²¹ 大塚直「保護法益としての人身と人格」ジュリスト1126号（1998年）41~42頁

²² 山本敬三「人格権」内田・大村編『新・法律学の争点シリーズ1 民法の争点』（有斐閣、2007年）46~47頁

²³ 山本敬三「基本権の保護と不法行為法の役割」民法研究第5号（2008年）127頁以下

第2 死後の人格権侵害等に関する規律

死後の人格権侵害等に関する規定を新設することについてどのように考えるか。
規定するとすれば、どのような規定とすべきか。

とりわけ以下の点についてどのように考えるか。

- (1) 死者の人格権を直接保護する規定を設けるべきか（設ける場合には、死者の人格権一般に関する包括的な規定とするか、個別の人格権に関する規定とするか）、人格権の相続を一定の範囲で認める規定を設けるべきか、あるいは遺族等の固有の人格的利益を保護する規定を設けるべきか。
- (2) 規定を設ける場合の①請求権者、②救済方法、③保護期間 等

（説明）

1 人格権の一身専属性と死後の人格権保護

- (1) 人格権は、権利主体にのみ帰属が認められ、その性質上、放棄したり処分したりすることができず、相続もされない一身専属権であると一般的には解されている²⁴（もっとも、後述のとおり、常に譲渡性や相続性を否定するのではなく、移転によって危険性が認められる場合にのみこれを否定すべきとの意見もある。）。

現行民法には、死者の人格権を直接保護する一般的な規定は設けられていない。学説上、死者の人格権の保護を認めるか否かについては以下のとおり立場が分かれている。

ア 直接保護説

死後の人格権について、主体なき権利としての存続を認め、死後の人格権侵害に対しては、遺族や近親者のように死者と一定の関係にある者が、その権利行使を代行して救済を求めることができるという立場²⁵である。この立場は、生存中に憲法第13条により保障される個人の尊厳や人格の自由な発展は、死後の人格の保護が期待できる状況下ではじめて十分に保護されるとの考えから、死者の人格権を保護する必要性を認め、他方で、人格権の一つである著作者人格権について著作権法第60条によって死後の存続が認められていることから、人格権一般についてもその趣旨を推及できるなどとして、このような立場を正当化する。なお、この立場において、死後も保護されるのは、名誉権・プライバシー等の人間が生存中に作り出し、客観化された人格的価値であり、生存している権利主体の存在に結び付けられている人格権（例えば、生命・身体・健康・感情等に関する権利）や、積極的に活動している人

²⁴ 山野目・前掲注4) 312,315頁

²⁵ 潮見・前掲注4) 188~189頁、安次富哲雄「死者の人格権」石田・西原・高木三先生還暦記念論文集刊行委員会編『損害賠償法の課題と展望』（日本評論社、1990年）186頁

の存在を前提とする人格権（行動の自由及び身体的動作の自由に関する権利）については、死後は保護されないものと考えられる²⁶。

イ 間接保護説

人格権は、死亡により消滅し、一身専属権であるから相続もされないという考えを前提に、死者の人格権を直接保護することはできないが、死後の人格権を侵害するような行為に対する救済の必要性に鑑みて、その行為が同時に死者に対する敬愛追慕の情等の遺族や近親者ら固有の人格権を侵害するときには、遺族や近親者らの人格権を保護救済することによって間接的に死者の人格権を保護するという立場である。

- (2) 現在の学説上は、間接保護説が多数説である。ただし、人格権の財産権的部分については、人格権の譲渡性・相続性を常に否定することは適切でなく、他者に移転することにより本人の人格的生存を困難にする危険性が定型的に認められる場合にのみ譲渡・相続を否定すべきであり、人格権の非財産的部分についても、その譲渡・相続によって常に人格的生存が脅かされる危険性が生ずるとも限らないから、少なくとも、一身専属性概念によって当事者のどのような利益が保護されているかを明確化し、当該利益が種々の個別的場面においても保護される結果になっているかの検証を行うべきであるとの指摘もある²⁷。
- (3) 裁判例においても、死者自身に対する権利侵害は否定し、死者の名誉・人格権を侵害するような行為については、遺族や近親者ら自身の名誉又は人格権侵害（「死者への敬愛追慕の情」の侵害）という観点から捉える考え方が採用されている。

東京高判昭和 54 年 3 月 14 日高民 32 卷 1 号 33 頁〔「落日燃ゆ」事件〕は、死者の人格権侵害に関し、傍論ではあるが、死者の人格権は一般私法の分野においても法律上保護されるべき権利又は利益として、その侵害行為につき不法行為成立の可能性を肯定すべきであるとしつつ、民事上の請求権を行使することができる主体について何ら規定がないことなどから、権利行使について実定法上の根拠を欠くとしてこれを否定している。他方、同判決は、「故人に対する遺族の敬愛追慕の情も一種の人格的法益としてこれを保護すべきものであるから、これを違法に侵害する行為は不法行為を構成するものといえよう」として、遺族の死者への敬愛追慕の情が不法行為によって保護される人格的利益であることを認めた。その上で、その成立要件について、「死者に対する遺族の敬愛追慕の情は死の直後に最も強く、その後時の経過とともに軽減して行くものである

²⁶ 安次富・前掲注 25) 186~187 頁、谷口篤子「死後の人格権と遺族の敬愛追慕の情の保護（一）」明治大学大学院法学研究論集 4 号（1995 年）174 頁

²⁷ 米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(5・完)」法学協会雑誌 134 卷 3 号（2017 年）461,463~464 頁

ことも一般に認めうるところであり、他面死者に関する事実も時の経過とともにいわば歴史的事実へと移行して行くものということができるので、年月を経るに従い、歴史的事実探求の自由あるいは表現の自由への配慮が優位に立つに至ると考えるべきであり、「行為の違法性の判断にあたり考慮されるべき事項は必ずしも単純でなく、被侵害法益と侵害行為の両面からその態様を較量してこれを決せざるを得ないが、その判断にあたっては、当然に時の経過に伴う前判示の事情を斟酌すべきである」とした。同判決は、間接保護説に立ったものと見ることができる。

なお、その後の裁判例は一貫して死者の人格権の直接保護を否定しているが、これは主に実定法上死者を直接保護する根拠となり得る規定、特にその請求権者についての規定がなく、また人は死亡により私法上の権利義務の主体たる地位を失い、人格権もその享有主体の死亡により消滅し、かつ人格権はその性質上一身専属権であるために相続の対象ともなり得ないためであるという²⁸。

2 外国法、日本法の他の規定等

(1) ドイツ法

ドイツにおいては、直接保護説が通説である。判例においても、死者の名誉を保護しているほか、日記・手紙等のプライバシー的権利についても、死後の保護が認められている。死者に対する名誉毀損が問題となったメフィスト事件の判決（BGHZ50,133）において、ドイツの連邦通常裁判所（BGH）は、精神的利益は人間の死を超えて存続することができ、侵害される可能性があり、したがって、死後も保護に値すると判示した。

また、美術・写真著作権法（KUG）第 22 条は肖像の頒布又は公の展示について、肖像本人の死後 10 年間は、その親族（子、配偶者、パートナー等）の同意を必要とする旨定めている。

(2) スイス法

スイスにおいては、民法第 31 条第 1 項が人格の始期と終期を定めており、これによれば、死は人格の終了を意味することから、判例学説ともに死者の人格権の存在を否定する方向である。

他方、スイスでは、死者に由来する事柄の保護あるいは侵害からの保護として、死者に対する遺族の追想という人格的法益を保護する立場が発展してきた。この立場は、特別に密接な血縁あるいは友情に基づく感情は、その相手方の死とともに即座に消滅するものではなく、死者に対する崇敬の念に欠ける行為は、関与する人間の最も内部的本質の中に隠れている感情や思想への著しい侵害と

²⁸ 谷口・前掲注 26) 171 頁

なり、人格への侵害を意味するものと理解し、遺族は、自分固有の心理的不可侵性を侵害されたことを理由に、死者に対する崇敬の念に欠けた行為を防ぐことができる」と主張するものである²⁹。

(3) 中国法

中国民法典第 992 条は「人格権は、放棄、譲渡又は相続をすることができない。」として人格権の相続を認めない一方で、第 994 条で「死者の氏名、肖像、名誉、荣誉、プライバシー、遺体等が侵害された場合、その配偶者、子、父母は、法により行為者が民事責任を負うよう請求する権利を有するものとし、死者に配偶者、子が無く、なおかつ父母がすでに死亡しているときは、その他の近親者が、法により行為者が民事責任を負うよう請求する権利を有するものとする。」と定め、死亡後にも一定の人格的利益が存続することを明示した上で、その保護を求めることのできる者を法定している³⁰。

(4) 日本法

ア 著作権法

著作権法は、「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない」（第 59 条）とした上で、著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護（第 60 条）、著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置（第 106 条）、実演家の死後における人格的利益の保護（第 101 条の 3）など、死後の人格的利益の保護に関する特別の規定を設けている。

イ 刑法

刑法第 230 条第 2 項は「死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。」として、刑法上、死者の名誉権に一定の保護を及ぼす規定を置いている。

3 立法に向けて検討すべき事項

(1) 立法の必要性

日本では、死者の人格権を直接保護する一般的な規定はなく、人格権が死亡により消滅し、相続もされないと考えられていることからすれば、遺族固有の権利を保護することにより間接的に死者の人格権を保護するほかない。しかし、遺族の死者に対する敬愛追慕の情については、現在の裁判実務上、「権利又は法律上保護される利益」（民法第 709 条）として不法行為法上保護の対象とはなることが認められてはいるものの、その侵害は遺族の主観的、感情的な精神損害であると考えられており、差止請求権の根拠となり得るかについては、その必

²⁹ 谷口篤子「死後の人格権と遺族の敬愛追慕の情の保護（二・完）」明治大学大学院法学研究論集 5 号（1996）315~318 頁

³⁰ 日本語訳につき、長・前掲注 9）229 頁以下を参考にした。

要性を認める見解は多い一方で、これを正面から肯定する学説や裁判例に乏しい。死者の人格権を侵害するような行為について、死者との関係で実効的な救済として機能するのは差止めであると考えられることからすれば、現状の法制度では、十分な救済が用意されているとはいいがたく、立法による手当が必要であると指摘されている。

また、近時、実際の事例を契機として、遺族がいない場合に、死者の人格権を保護する手立てがないことが問題視されており、この点についても併せて検討の必要が認められる。

(2) 検討の方向性

立法を検討する場合には、死後の人格権保護に関する学説の整理や外国法の規定等を参考に、いくつかの方向性が考えられる。

ア 死後の人格的価値を保護する規定を設ける方向性

立法の方向性として、一つには、故人の人格価値を直接保護する観点から、一定の規定を設ける方向性³¹があり得る。これは、人格権の一部が死後も存続するという立場から保護を規定する方向性や、人格権それ自体は一身専属であり、主体の死亡とともに消滅するという立場においても、故人が生きていたとすればその人格権を侵害するような行為については救済すべき特別の必要性があるとして、政策的に保護規定を設ける方向性を含んでいる。

このような方向性による場合には、保護の対象となる人格権（人格的利益）の範囲（救済を認めるべき権利侵害の程度について、生前の場合と要件上差異を設けるかという点も検討の対象となり得る）、その権利行使を代行できる者（故人が生前に権利行使を代行できる者を指定することを可能とする規律を含む。）、保護期間、救済方法等に関する規律についても検討の必要が生ずると考えられる。これらの点をどう考えるかに当たり、参考になる文献としては、現行法において直接保護説をとる場合の解釈論ではあるが、保護の対象となる人格的価値としては死後も保護に値するものに限られ（前記1(1)ア）、権利を代位行使できる者の範囲としては著作権法第116条を類推して「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」とした上で遺言によって遺族に代わり権利行使する者を指定できるようにすべきであり、保護期間としては死後30年程度とし、救済方法については、損害賠償請求は認めず、差止請求及び名誉回復処分のみとすべきであるとの考え方を示したものの³²があり、立法論においても参考になるものと考えられる。

もっとも、差止請求を基礎づける権利利益性があるといえるためには、そ

³¹ 斉藤・前掲注11) 44頁

³² 安次富・前掲注25) 186~188頁

の権利利益が個別的に帰属しているといえる必要があり、また、民法の各種規定からは、現行民法において権利利益がいかなる主体にも帰属しないという事態を回避しようとする姿勢が読み取れるという見方³³があり、これによれば、死後も人格権が個別主体なしに存在するという規定を設けることは民法になじまないという考えもあり得る。

イ 遺族や近親者ら固有の権利利益を保護する明文規定を設ける方向性

現行法の間接保護説を参考に、遺族や近親者ら固有の権利利益を保護する規定を明文化し、一定のルールを設けるという方向性も考えられる。

遺族や近親者ら固有の人格権（人格的利益）の内容として、例えば、裁判例上これまで保護が認められてきた、遺族の故人に対する敬愛追慕の情を規定することが考えられる。この場合には、権利利益の帰属主体となる「遺族」の範囲や、権利侵害の判断枠組みや考慮要素、救済方法等に関する規律の明確化が検討事項となるものと考えられる。このうち「遺族」の範囲を検討するに当たっては、遺族の敬愛追慕の情の侵害が問題となった過去の裁判例や、固有の慰籍料を認める遺族の範囲について「父母、配偶者及び子」と定める民法第 711 条の規定及びその解釈論を参考とすることが考えられる。

他方で、「故人が生きていたとすればその人格権を侵害するような行為」について「遺族」以外の「故人が指定した者」が救済を求められるような規律を設けることには、一定の実務上の必要性があると考えられるものの、遺族固有の人格権を保護する枠組みにおいてそのような規律を設けることは理論的には難しい面があるとも考えられ、この点が課題となり得る。

また、救済方法等に関する規律に関し、とりわけ、敬愛追慕の情に基づく差止請求を認めることができるか否かは検討が必要となる。すなわち、遺族の故人に対する敬愛追慕の情に基づく差止請求については、これを認める必要性があることに異論は見られないものの、敬愛追慕の情がこれまで人格的利益と考えられてきたこととの関係で、差止請求を認める規律を設けるに当たっては、（後述の人格権侵害に対する差止請求に関する検討内容も踏まえ、）その法的位置づけ等について整理を要する。

そのほか、遺族や近親者らと故人の利害が必ずしも一致しない場合も想定できるところであり、検討を要する。

ウ 人格権の相続性を前提とする規定を設ける方向性

人格権の一身専属性についての再検証を促す見解（前記 1 (2)）の延長線上には、人格権の相続性を前提とする規定を設けるという考え方もあり得る。

³³ 善塔章夫「著作権法 60 条及び 116 条はいかなる意味において民法の特則か(1)」上智法学論集 69 巻 1-2 号（2026 年）205 頁以下

この規定を設けるに当たっては、前提として、これまで人格権が一身専属権として考えられてきたこととの理論的整合性が検討の対象となるとともに、相続性を認める人格権の範囲について権利類型ごとに個別の検討を要すると考えられる。また、人格権の相続が認められる場合に、相続後の人格権が永久に存続し続けると解することは適切でなく、存続期間の規律についても検討の必要がある³⁴。

³⁴ 米村・前掲注 27) 466 頁

第3 差止請求権に関する規律

人格権等の侵害に対する差止請求に関する規定を新設することについてどのように考えるか。規定するとすれば、どのような規定とすべきか。

(説明)

1 差止請求権の法的根拠

(1) 現行法の規定

現行民法において、占有権（占有訴権）に基づく差止めについては明文の規定があり（第197条以下）、所有権等の物権の効果としての差止めについても民法の条文に手掛かりが存在する（第202条「本権の訴え」。但し、物権的請求権の概念は、ドイツ法の影響の下に、判例、学説により確立されたものである。）が、そのほかに民法の規定に差止めの根拠を定めるものは存在しない³⁵。

知的財産法の分野においては、差止請求権を規定する例が存在し（特許法第100条、著作権法第112条、商標法第36条等）、これらの規定については、解釈論上、特許権等が絶対権・支配権であることから、物権と同様に妨害排除及び妨害予防請求権が学説上認められ、それが明文化されたものと理解されている³⁶。また、AV法³⁷は、出演契約に基づかずに、あるいは、出演者が出演契約の取消しや解除を行ったにもかかわらず、性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に対し、出演者が、当該制作公表の停止又は予防、また、それらに必要な措置を請求することができると定めている（第15条第1項・2項）。この請求権は、その性質について人格権に基づく差止請求権であると整理されている³⁸。

(2) 差止請求権の法律構成

ア 学説

差止請求権の発生根拠に関する学説は、①差止請求権の発生根拠を「権利（排他的支配権）」に求める権利的構成、②差止請求権を「不法行為法（特に第709条）」の効果と捉える不法行為法的構成、③差止請求権は権利一般の通有性たる「不可侵性」が侵害されたことから発生すると説く不可侵性理論、④権利（排他的支配権以外の権利をも含む）又は利益に対する「違法な侵害」

³⁵ 大塚・前掲注2) 502頁

³⁶ 上北正人「いわゆる『人格権に基づく差止請求権』の再構成」神戸法学55巻2号（2005年）152頁

³⁷ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律

³⁸ AV出演被害防止に関する各党実務者会合『AV出演被害防止・救済法Q&A』（立花書房、2023年）101~102頁

ないしは違法な侵害から権利又は利益を「保護すべき必要性」に基づいて、差止請求権という保護手段が私人に与えられると主張する違法侵害説、⑤権利的構成と違法侵害説（又は不法行為法的構成）との複合構造的な併存を認めることにより差止請求権の発生根拠を説明する複合構造説に分類される³⁹。

このうち、権利的構成（①）が伝統的通説であり、生命、身体（健康）、快適な生活、名誉、プライバシーなど人間の人格に関する法益について私人に絶対権ないし排他的支配権たる人格権を認め、この人格権が違法に侵害されたことを差止請求権の発生根拠と解する立場（人格権説）は、権利的構成（①）に含まれる⁴⁰。

イ 判例

最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁〔北方ジャーナル事件〕は、「実体法上の差止請求権の存否について考えるのに、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、……人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。」と判示し、名誉毀損に対する差止請求権について、人格権説によってこれを認めたものと理解されている⁴¹。

(3) 「権利」概念

人格権説に立つとしても、差止請求が認められる「権利」としての人格権にどのような法益が含まれるかは一義的には定まらない。人格権説によって名誉権侵害に対する差止請求権を認めたと解されている北方ジャーナル事件最高裁判決の調査官解説⁴²も、「生命、身体、名誉のほかに、いかなる人格的利益につきかかる差止請求権が認められるかは、今後の問題というべきであろう」と説明している。そこで、「権利」概念に関する議論状況を概観する。

ア 伝統的権利観（支配権的＝帰属割当的権利観）

権利的構成が元来前提とする「権利」は、「排他的支配権」を指し、伝統的権利観が前提とする「権利」と同義のものである。伝統的権利観が前提とする「権利」とは「個々の市民に割り当てられた自由領域（その意思決定に基づき、ある法益について処分を貫徹しうる完全な自由あるいは可能性）の割

³⁹ 根本尚徳『差止請求権の理論』（有斐閣、2011 年）23 頁

⁴⁰ 根本・前掲注 39）23～25 頁

⁴¹ 根本・前掲注 39）25 頁

⁴² 『最高裁判所判例解説民事篇昭和 61 年度』278 頁以下〔加藤和夫〕

当て」をいい、その割り当てられた領域ないし利益に対する私人の「排他的支配」こそを「権利」の本質的内容とするものである⁴³。例えば、生命、身体（健康）、精神的（内心的）自由、貞操又は物権等の法益（これらに名誉を含めるかは論者による。）は排他的支配権に該当し、これらの法益に対する侵害については、客観的な侵害が認められれば差止請求権が発生することになる。

他方で、これらに含まれない法益（伝統的に保護されるべきとされてきたプライバシーや平穏な生活等の法益も含む）の侵害については、その性質上、上記「権利」の侵害の場合と同一の要件で差止請求権を認めることはできず、差止請求権の発生には対立利益との間で利益衡量を行うことが不可欠と解されているが、権利的構成からは、利益衡量の結果被侵害者に付与される差止請求権の発生根拠を理論的に説明できないという指摘がされてきた⁴⁴。

イ 権利・利益二元論

伝統的権利観を修正し、人格権に基づく差止請求権を認めるときの「人格権」とは、単なる人格的利益ではなく、少なくとも「他人の利益と区別された固有の領域を有する」という伝統的な権利の特質としての明確性を備えたものである必要があると解する立場⁴⁵がある。この立場は、その人格的利益が社会的に明確性を備えているか否かを基準とし、社会的な明確性を備えた人格的利益の侵害については「権利」の侵害であるとして、加害者の過失を要件とせずに差止請求権を認めるというのである。具体的には、①名誉権侵害は社会における客観的評価を低下させるものである点で一応の明確性を備えており、権利侵害として構成することができ、②プライバシー侵害についても、私生活への侵入の有無や他人に知られたくない私的事実か否かなどは、通常人の判断を基準とする限り、当該被害者の主観を離れて侵害の程度を確定し得るのであり、その意味で権利侵害と見て差支えないが、他方で、③名誉感情については主観的側面が強い感情領域の問題であり、法的利益であると解するにしても権利の実質を伴うものではないと整理する。

他方で、この立場は、権利には至らない「利益」の侵害についても差止請求権を生じさせる必要性が高いことに鑑みて、そのような「利益」の侵害の場合には不法行為的構成を採用して差止請求権を認めるべきであるというのである⁴⁶。

ウ 決定権的権利観

主体として自己の在り方を決める可能性がある限り、「権利」としての人格

⁴³ 根本・前掲注 39) 29 頁の説明による。

⁴⁴ 根本・前掲注 39) 30~37 頁

⁴⁵ 大塚・前掲注 2) 527~534 頁

⁴⁶ 大塚・前掲注 21) 41~42 頁、同注 2) 532~536 頁

権を認めることが可能になるという立場⁴⁷もある。

この立場は、人格権とは、憲法第 13 条に基礎を置き、主体が自己のあり方を決める権利であると位置づけ、主体がするかしないかを定めることが保障されるところに「権利」を認める。このような決定権には、身体的な自己の決定権や精神的な自己の決定権のほか、社会的な自己の決定権（名誉・プライバシーや氏名、肖像等といった社会における自己の在り方を決める権利に加え、他者との関係での自己の在り方を決める権利を含む。）が含まれ、必ずしも排他性を有しない「人格的利益」と呼ばれる法益についても、「人格権」の枠組みで統一的に捉えることが可能となる。

そして、こうした「権利」の内容と射程（差止請求や損害賠償請求の要件も含まれる。）については、対立する「権利」との抽象的レベルでの衡量によって決まり、例えば、一定の事柄については原則として自分だけで決定でき、それが侵害されれば原則として損害賠償請求や差止請求が基礎づけられるというルールが確立しているものがある一方で、そのような絶対的な決定権として確立していないものについては、様々なレベルで他の権利との衡量を行い、権利の内容と射程を決定するというものである⁴⁸。

2 差止請求権の発生要件に関する従来の判例及び学説

(1) 客観的要件

差止請求権の法律構成に関するいずれの学説を採用する場合にも、「法益侵害」要件は求められる（学説によってはさらに違法性が必要となる）が、さらに客観的要件を付加するかは問題とされている。

現行法において名誉毀損・プライバシー侵害に対する差止請求権について判断した主な最高裁判例は以下のとおりであり、差止請求権の要件を検討するに当たり、これらの判例の分析が課題となる⁴⁹。

ア 最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁〔北方ジャーナル事件〕

知事選挙の立候補予定者に対する名誉毀損に当たる内容を含む雑誌の出版につき、事前差止めを命じる仮処分が出されたところ、その適法性が国家賠償請求訴訟において争われた事案で、最高裁は、事前抑制の原則的禁止を説いた上で、「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為」は「一般に……公共の利害に関する事項であるということができ」、「その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきで

⁴⁷ 山本・前掲注 23) 127 頁以下

⁴⁸ 山本・前掲注 22) 47 頁、山本・前掲注 23) 129~130 頁

⁴⁹ 判例法理についての一定の分析を示したものとして、長野史寛「判例から見た人格権侵害の差止め要件論」法学教室 528 号 69 頁以下

あることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されない」とした。もっとも、「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞がある」ことという「実体的要件を具備するときに限って、例外的に事前差止めが許される」と判示した。

イ 最判平成 14 年 9 月 24 日判時 1802 号 60 頁〔石に泳ぐ魚事件〕

私人のプライバシー侵害に当たる内容を含む小説について、本案訴訟として出版差止めが請求された事案で、控訴審判決（東京高判平成 13 年 2 月 15 日）は「どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、……予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである」との判断枠組を示して小説の出版差止め請求を認容し、最高裁判決は、その判断を是認する判断を示した⁵⁰。

ウ 最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 巻 1 号 63 頁〔グーグル事件〕

プライバシー侵害に当たる内容を含むウェブサイトの検索結果につき、検索事業者に対して仮処分として削除を請求した事案において、最高裁は、「プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は……現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもある」との認識を前提に、判断枠組としては、「当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に」削除請求が認められるとした。

⁵⁰ 最高裁判決が控訴審判決の判断枠組を一応は是認したと読めると説明するものとして、長野・前掲 49) 71 頁。これに対し、最高裁判決が控訴審判決の判断枠組を積極的に是認したものではないと説明するものとして、『最高裁判所判例解説民事篇平成 29 年度（上）』44 頁〔高原知明〕。

エ 最判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁〔ツイッター事件〕

プライバシー侵害に当たる内容を含むウェブ上の投稿記事について、サービス運営者に対して本案訴訟により削除が請求された事案において、最高裁は、原告「の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量」し、前者が後者に優越する場合に削除請求が認められるとした。また、原審が原告「の本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らか」であることを要件としていたところ、被告「がツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等を考慮しても、そのように解することはできない」とし、上記「明らか」要件を明確に不要とした。

(2) 主観的要件について

差止請求に関する法律構成により、主観的要件の要否は変わる事となる。権利的形成・不可侵性理論においては、差止請求権の発生には、当該権利の客観的侵害があれば足り、侵害者の主観的態様は問題にならない。他方、不法行為法的構成においては、差止請求権の発生には常に侵害者の故意又は過失を要求するという解釈をとるものとも考えられる。また、違法侵害説においても、相関的な利益衡量の過程で主観的な態様も考慮され得る。

3 外国法、立法提案等

(1) ドイツ法

ドイツでは、一般的人格権は排他性のある権利と位置付けられることから、その侵害に対しては、所有権の侵害に対する民法（BGB）第1004条第1項第2文の規定を類推適用することにより、侵害行為の差止めを求めることができる。また、現に継続する侵害に対しては、同項第1文の規定を類推適用することにより、妨害排除請求ができる。⁵¹ なお、氏名の冒用等については、侵害の除去を求める規定（第12条）がある。

[ドイツ民法]

第12条 正当な権利者に対して他人が氏名の使用权を否定し、又は、他人が無権限で同じ名前を使用し、よって正当な権利者の利益を害するときは、権利者はその者に対し侵害の除去を請求することができる。更に侵害が続くおそれがあるときは、権利者は不作為の訴を提起することができる。

第1004条

第1項 所有権が占有の侵害又は留置以外の方法によって侵害されたときは、所有者は侵害者に対してその妨害の除去を請求することができる。更に侵

⁵¹ 齊藤・前掲注8)239~240頁

害の続くおそれがあるときは、所有者は不作為の訴を提起することができる。

第2項 所有者が受忍義務を負う場合には、その請求は認められない。

(2) スイス法

スイス民法典（ZBG）は、権利能力・行為能力の規定に続く第28条以下で人格の保護を規定し、侵害の効果については第28条aで具体的に定めている。学説上、第28条以下で保護される人格権について、例えば、①身体的人格の権利（生命の権利、身体は無傷性の権利、行動の自由の権利、性的自由の権利、自らの遺体について定める権利）、②精神又は感情の面の人格の権利（親しい者と交わる権利、親しい者への追慕の念の権利）、③社会的人格の権利（氏名権、名誉権、私生活を尊重する権利、肖像権、自らの声に関する権利、著作者人格権、経済的活動や発展の保護）が挙げられている。

[スイス民法典]

第28条a 訴え⁵²

第1項 原告は次のことを裁判所に申し立てることができる。

第1号 侵害のおそれのある行為の禁止

第2号 継続する侵害の排除

第3号 侵害が今後も妨害する場合、その違法性の確認

第2項 原告は、とりわけ、訂正若しくは判決が第三者に伝えられ、又は公表されることを求めることができる。

第3項 損害賠償並びに満足を求める訴え及び事務管理の規定に応じた利得の返還を求める訴えは留保される。

第28条b 裁判管轄（略）

第28条c 予防措置 要件

第1項 人格を違法に侵害され、又は侵害の虞があり、かつ、その侵害から容易には回復しない損失の虞があると確信する者は、予防措置の命令を求めることができる。

第2項 裁判所は、とりわけ次のことを行うことができる。

第1号 侵害を予防的に禁止し、又は排除すること

第2号 証拠を保全するために必要な措置を講ずること

(3) フランス法

フランスでは、名誉等の侵害の差止めについては、判例・学説上、不法行為を根拠として認めるのが一般であるが、人格権を根拠とするものもあり、その法的根拠は必ずしも明確でない。

⁵² 日本語訳につき、斉藤博『人格権法の発展』（弘文堂、2021年）177頁

もつとも、私生活の尊重については、1970年に民法第9条が新設され、同条第2項で「裁判官は、係争物寄託、差押えその他のような、私的生活の内面への侵害を阻止し、又は止めさせるに適するすべての措置を命ずることができる。ただし、被った損害の賠償を妨げない。これらの措置は、緊急の場合には緊急審理によって命じることができる。⁵³⁾」と定められた。これによって、従来主として不法行為責任による保護が与えられてきた私生活の尊重に対する権利が独立の権利とされ、その侵害については、不法行為を理由とせずに、第9条違反を理由に訴訟を提起できることになっている⁵⁴⁾。

(4) 中国法

中国の民法典においては、前記のとおり、第990条で人格権につき「人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権〔姓名権〕、名称権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権〔隐私権〕等の権利である。」(第1項)、「前項で規定する人格権のほか、自然人は、人身の自由、人格の尊厳に基づいて生じるその他の人格的権利と利益を享有する。」(第2項)と規定されているが、第997条では「民事主体が人格権を侵害する違法行為を実施している又はまもなく実施すると証拠により証明し、すみやかに制止しなければその合法的な権利と利益が補填困難な損害を受ける場合は、法により行為者に関連行為の停止を命じる措置を採るよう人民法院に申請する権利を有する。⁵⁵⁾」として、人格権侵害に対する差止請求を定めている。

(5) 立法提案

日本における人格権侵害に対する差止請求に関する立法提案としては、以下のものが見られる。

ア 違法行為による損害発生の防止を不法行為法の役割として捉えることが妨げられるものではないことや、差止請求があった時点で、被告は法益侵害の危険性の存在とそれを回避することの必要性について検討する機会が与えられるから、これらが認定される場合には故意・過失も肯定されることなどを理由に、不法行為に基づく差止請求を認めるべきだとするものがある⁵⁶⁾。具体的には、「法益が違法に侵害されるおそれが明白である場合、侵害の原因となるであろう違法行為の差止めを請求することができることとする。違法行為が急迫しており、差止めの請求をする手続をとる時間的余裕がないため、やむをえず行われた防御行為は適法なものであることとする。」旨定め、また、

⁵³⁾ 日本語訳につき、加藤雅信「差止」ジュリスト 889号 90頁以下(1987年)

⁵⁴⁾ 大塚・前掲注2) 515、521~522頁

⁵⁵⁾ 日本語訳につき、長・前掲注9) 230頁

⁵⁶⁾ 新美育文「差止めについての立法をどのように考えるか」椿寿夫ほか編『民法改正を考える』(日本評論社、2008年) 345~346頁

「過分の費用を要する場合には」、「違法行為の差止めを請求することはできないこととする。」という規定を設けることを提案する。

イ 「第 2 編 物権」と「第 3 編 債権」の不法行為の章に、それぞれ物権的請求権と差止めの規定を設けるべきであるとし、差止規定については以下のとおり定めることを提案するものがある⁵⁷。

第 673 条

第 1 項 自己の生命、身体を侵害されている者、又は侵害されるおそれがある者は、相手方に対しその侵害の停止又は予防を請求することができる。

第 2 項 前項の規定は、自己の身体的自由、物権に類する権利を侵害されている者、又は侵害されるおそれがある者に準用する。

第 3 項 自己の信用、名誉その他の人格権を侵害されている者、又は侵害されるおそれがある者は、相手方に対しその侵害の停止又は予防及びこれらに必要な行為を請求することができる。ただし、その侵害が社会生活上容認すべきものその他違法性を欠くべきものであるときは、この限りでない。

第 4 項 自己の生活上の利益その他の利益を違法に侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、相手方に対しその侵害の停止又は予防及びこれらに必要な行為を請求することができる。

ウ 人格権に関し一般的な規定を設けるにとどまらず、氏名権、肖像権、プライバシー権等についてその救済方法を含む個別規定を設け、その個別規定において、救済方法も併せ規定することを提案するものがある⁵⁸。

4 立法に向けて検討すべき事項

(1) 立法の必要性

前記のとおり、現行民法には人格権侵害に対する差止請求の明文はないが、判例学説上は従前から認められており、特別法上も、様々な差止請求に関する規定が設けられていることからしても、その一般的な規定を民法において設ける必要性はあると考えられる。これまでの立法提案においてもこのような趣旨から、差止めに関する規定の提言がされてきたと思われる。

(2) 検討の対象となり得る事項

差止請求の具体的な規定の検討に当たっては、①その侵害により差止請求権が発生し得る法益の範囲、②差止請求権の発生要件、③差止請求の相手方につ

⁵⁷ 民法改正研究会・前掲注 13。提案理由の解説として、大塚直「差止と損害賠償——不法行為法改正試案について」ジュリスト 1362 号 72 頁以下（2008）も参照されたい。

⁵⁸ 斉藤・前掲注 11) 44 頁

いて検討を要すると考えられる。

①については、人格権に加えて財産的権利など他の法益の侵害も含めて一般的な差止めの規律を設けるか、人格権に関する差止めの規律とするかは、差止請求権の法律構成も踏まえた検討が必要となり得る（前記1(2)ア）。もっとも、従来の差止請求の法律構成に関する議論は、民法に明文規定がないことに起因していたものであるとして、明文規定を設けるに際しては、差止請求に関する必要な規律を設けるという観点から検討していくという方向性も考えられる。

どのような法益を対象として規律を設けるかについては、実務上は人格権や人格的利益の侵害に対する差止めの可否が問題となりやすく、それに関する判例や学説がこれまで積み重ねられてきたこと等を踏まえ、人格権侵害に関する差止めについての規律を設けることも考えられる。仮に人格権の侵害に関する差止めの規律を設ける場合には、学説上人格的利益とされるものについての取扱いも問題になる。さらに、今後の検討課題として、生活妨害の差止めとの関係についても整理を要するものと考えられる。

②のうち、主観的要件の要否については、差止請求権の法律構成（1(2)ア）との関係で定まる。客観的要件としては、ある法益の侵害に加えて、どのような要件を定めるかについては、過去の判例の分析（2(1)）等との関係で、なお検討を要する。

前記立法提案（3(5)イ）では、生命、身体、名誉等と、「利益」とされているものとで要件上の差異を設け、「利益」とされるものについては違法性の要件を加えており、このような要件上の差異について検討する必要がある。違法性については、損害賠償の違法性との関係も問題になり得る。なお、表現物の差止めに関しては、表現の自由との関係を踏まえて要件上の差異を設けるべきか否かも検討を要する。

③差止請求の相手方についても、実務上は重要な問題となり得る。すなわち、とりわけ差止請求の一類型として整理されているインターネット上の投稿等の削除請求については、直接の侵害者とはいえないプラットフォーム事業者に対しても削除請求が認められている（2(1)エのツイッター事件）ところ、人格権に基づく差止請求権について物権的請求権類似の法律構成による場合には理論上の大きな支障はないと考えられる⁵⁹一方で、不法行為法の構成で主観的要件を必要とする場合には、直接の侵害者でない者を相手方とすることができるか否かについて更なる検討が必要となるものと考えられ、差止請求権の法律構成（1(2)ア）を踏まえた検討が必要となるものと考えられる。

⁵⁹ 大塚直編『新注釈民法(16)債権(9)』（有斐閣、2022年）568~569頁〔建部雅〕

(3) 原状回復請求権との関係（その他検討を要する事項）

人格権侵害に対する差止請求の規定を検討する際には、不法行為による原状回復請求の規定についても併せて検討する必要がある⁶⁰。なお、差止めと原状回復の関係については、求める内容が①差止めの性質のみ有する場合、②原状回復の性質のみ有する場合、③差止めと原状回復が競合する場合に分類でき、少なくとも②原状回復の性質のみ有する場合においては、民法第 723 条の名誉回復処分については、結局過失が前提となることとの均衡の観点から、過失を要求すべきであるとする文献⁶¹があり、参考になる。

⁶⁰ 原状回復請求に関する立法提言や判例の整理としては、新美・前掲 56) 345 頁以下や、不法行為法研究会『不法行為法リステイメント』がある。

⁶¹ 大塚・前掲注 2) 514~518 頁